

「景観計画」の目的

みなかみ町は、平成 29 年 6 月に「ユネスコエコパーク」へ登録されたことを受け、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で活用することで、地域の社会経済的な発展を図ることを目的に、人間社会と自然環境の共生を实践するモデル地域としての役割が期待されています。

「みなかみ町景観計画」は、本町にとって望ましい景観形成を進めるための指針とし、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを抛り所としてきた私たちの生活・文化が調和・共生する風景を育み、質の高いまちづくりの実現を世界に発信するために策定するものです。

「景観計画」とは？

景観法に基づき町が定める、良好な景観の形成に関する計画

建物や開発行為などを地域の実情に応じて良好なものに誘導

地域の特色ある良好な景観づくりを進めることが可能に

- 景観は、「まちの善し悪しを『見ること』によって測る『ものさし』」です。
- 暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちには、心地よく、魅力的な景観が不可欠です。
- 谷川岳をはじめとする山並みへの眺望や田園風景、旧宿場町の街並みを、次の世代に引き継ぐとともに、その価値を高める景観づくりは、多くの観光客が訪れるみなかみ町において、活力を高める原動力となり、町の発展を牽引していくことになります。

これまでの取組みとこれから

これまで

群馬県景観条例に基づく景観づくり

- ・建築面積が 1,000 ㎡を超える大規模な建築物等の建築などを対象に、景観に対する影響を抑えるしくみ（町全域に対し一律に適用）
- 美しいみなかみ町の風景を守り育てる条例に基づく景観づくり**
- ・景観上重要な区域において建築物等の建築などを、周辺の景観に調和した良好なものとなるよう誘導するしくみ

これから

「みなかみ町景観計画」と新たな町景観条例に基づく景観づくりへ

- ・町全域を対象に、地域の良好な景観に影響を与える可能性のある建築物等の建築など（届出対象行為）を、景観づくりのルール（景観形成基準）にあったものとなるよう誘導するしくみ
- ・景観上重要な道路などの公共施設を良好なものとなるよう整備・維持管理に配慮し、景観づくりを先導

主な景観資源

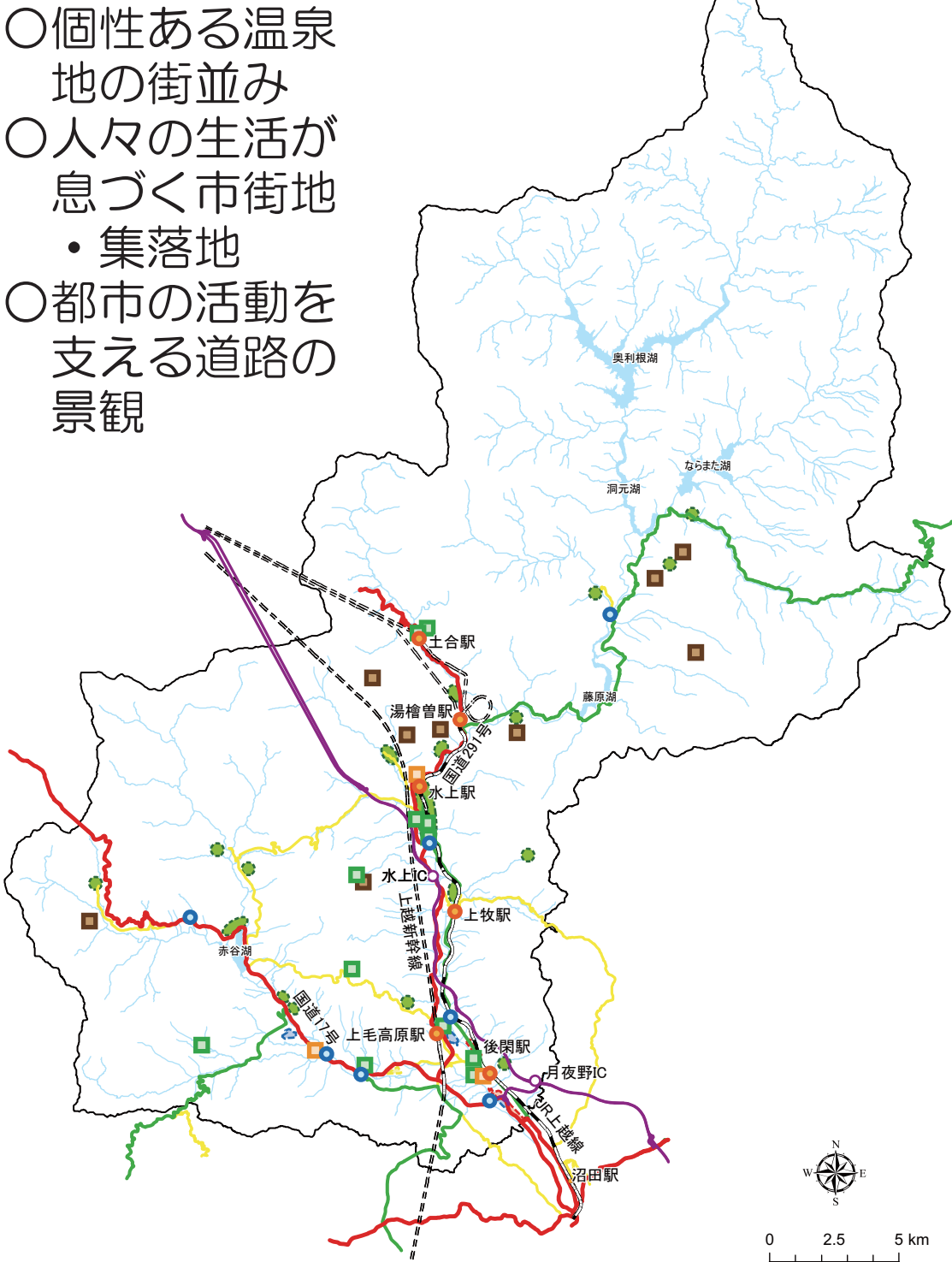
自然的景観

- シンボルともなる山並みへの眺望
- 水と緑の豊かさを象徴する水辺
- 雄大で四季を彩る森林
- 自然と共生する農村景観



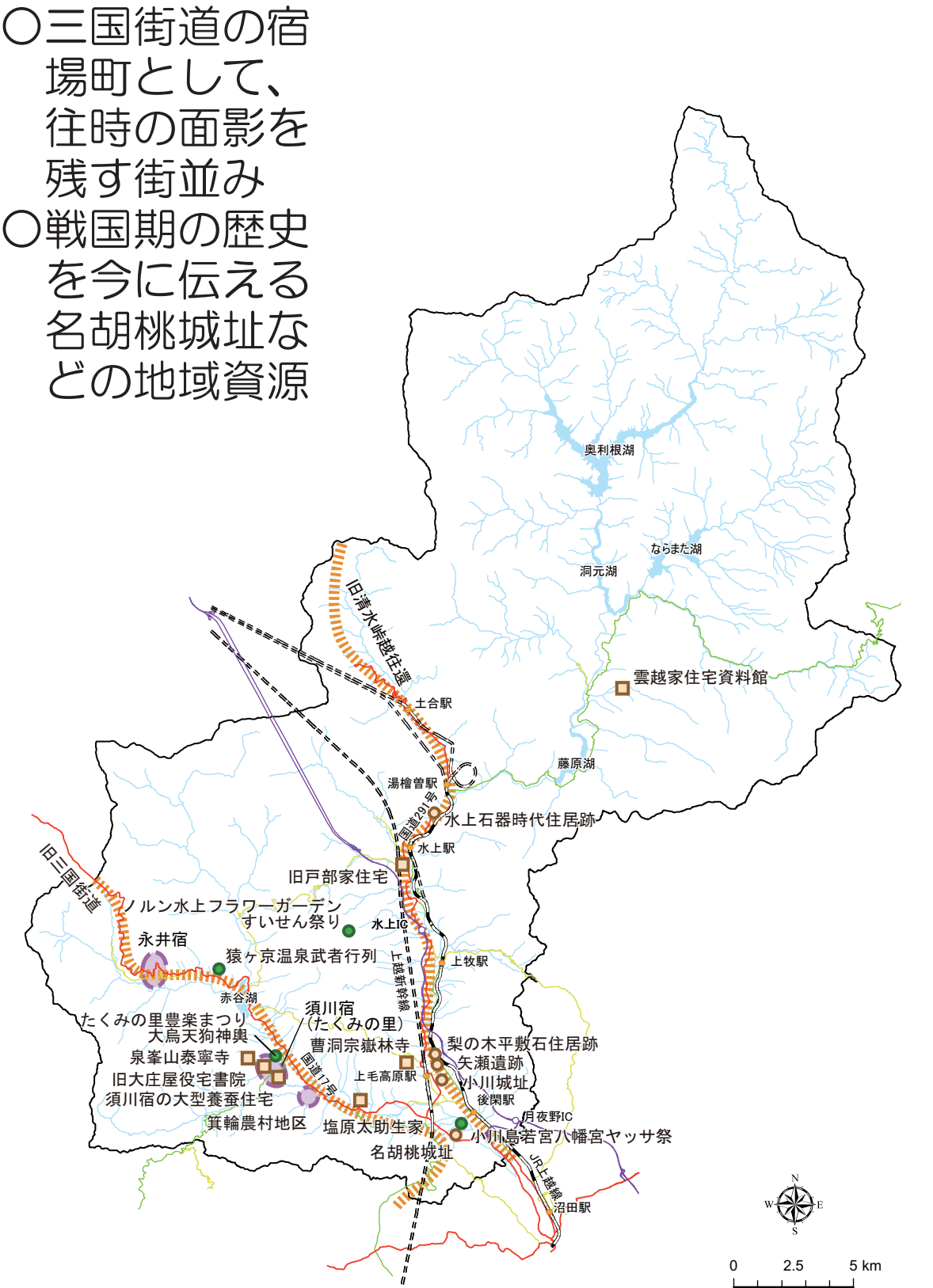
都市的景観

- 個性ある温泉地の街並み
- 人々の生活が息づく市街地・集落地
- 都市の活動を支える道路の景観



歴史的景観

- 三国街道の宿場町として、往時の面影を残す街並み
- 戦国期の歴史を今に伝える名胡桃城址などの地域資源



凡 例	点的景観資源	軸的景観資源	面的景観資源
▲	山	山なみ・斜面緑地	農地
▲	独立樹・天然記念物	河川・水路等	森林・緑地
▲	滝	遊歩道	湖沼
			集落地

凡 例	点的景観資源	軸的景観資源	面的景観資源
○	橋りょう	高速道路・IC	住宅地
○	駅	国道	工業地
○	公共施設	主要地方道	
○	公園・観光施設等	その他県道等	
○	スキー場	鉄道	
		温泉街	
		沿道商業地	

凡 例	点的景観資源	軸的景観資源	面的景観資源
■	歴史的建造物	旧街道	歴史的街区
○	遺跡・史跡		
●	行事・風物		

みなかみ町の将来像

水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ

景観づくりのテーマ

いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし
人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり

基本目標

雄大な自然と往時の面影を伝える
みなかみ固有の風景を継承する

暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにする
魅力的な街並みを創り出す

多様な価値観を尊重しつつ、
周囲への心配りが感じられる街並みへと改善する

誰もが協力し合って、
まち共有の財産となる風景・街並みを育てる

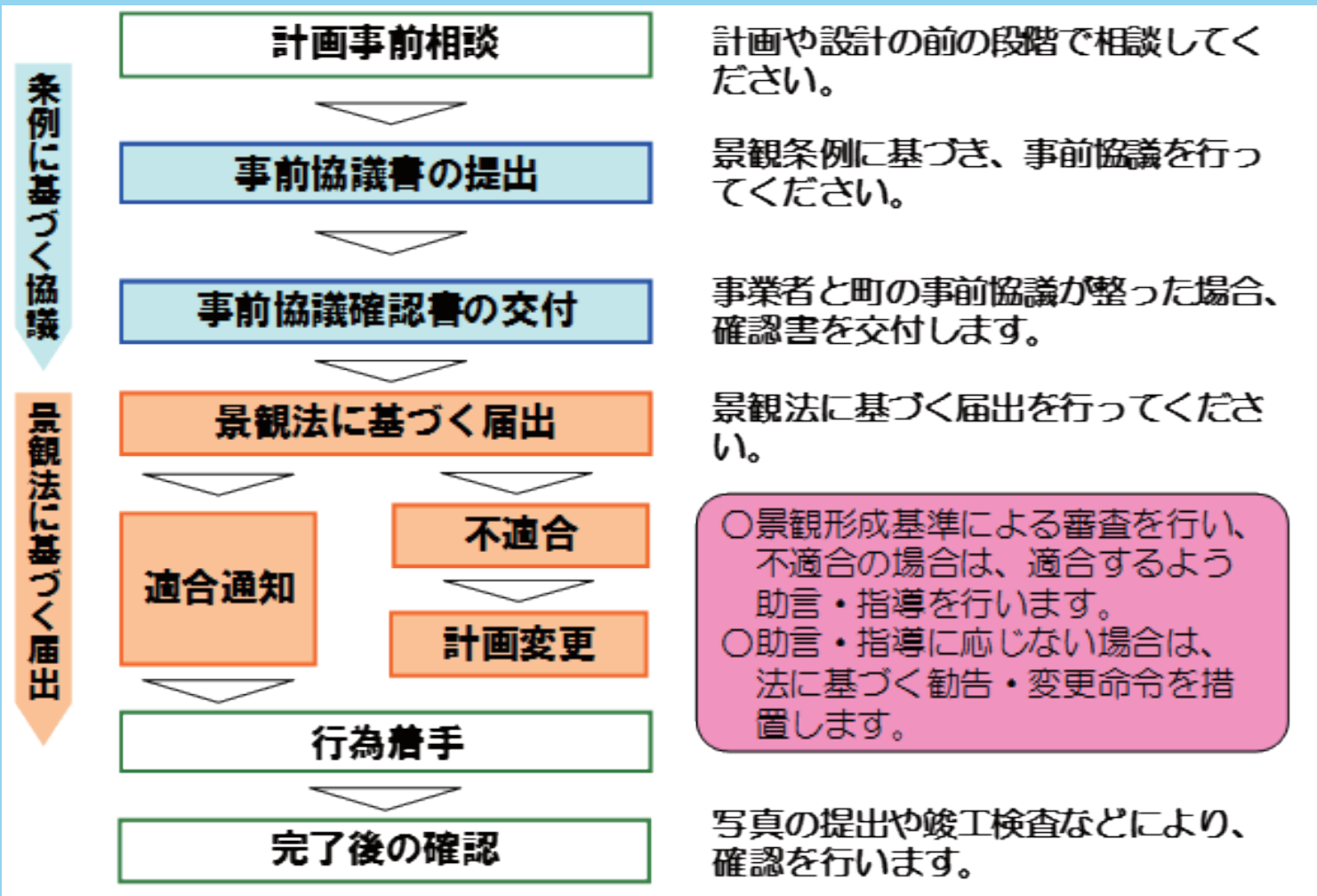


景観形成方針と行為制限

景観計画によって景観づくりを進める「景観計画区域」は町全域とし、景観の特性や課題に対応した良好な景観形成を推進する視点から、景観のまとまりに応じてゾーンに区分し、これらゾーン別に景観形成方針を設定します。

良好な景観に影響を与える可能性のある建築物等の建築などの行為（届出対象行為）と、景観づくりのルール（景観形成基準）によって誘導するしくみ（行為制限）についても、景観形成方針に沿って、ゾーン別に設定します。

< 行為制限に関わる届出から着工までの流れ >



これまでは、県の景観条例に基づき、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な行為、町の景観条例に基づき、特定の区域おける行為を制限の対象としてきました。

今後は…

景観計画に定められた「届出対象行為」は届出が必要となります。

届出がされた行為は「景観形成基準」に照らし、適合しているかを町が審査します。

審査の結果、不適合が生じる場合は、計画の変更などをご協力いただくこととなります。

景観形成方針

田園居住ゾーン

- 農地を主体とした農村風景の保全
- 里山の景観の保全
- 特徴的な建築様式を有する集落景観の保全
- 情緒ある温泉街の再生
- 水辺景観の保全・活用
- 沿道景観と調和した道路景観の形成
- 沿道景観の適切な誘導



山岳森林ゾーン

- 豊かな自然環境・自然的景観の保全
- 水辺景観の保全
- 建築物などの適切な景観誘導
- 自然と調和した道路景観の形成



市街地ゾーン

- 地域の特性に応じた街並みの形成
- 都市公園の景観形成
- 快適でうるおいのある道路景観の形成



谷川温泉景観形成重点地区

- 谷川岳への眺望の保全
- 豊かな自然環境に調和した建築物などの誘導

届出対象行為（概要）

行為		山岳森林ゾーン	田園居住ゾーン	市街地ゾーン	谷川温泉景観形成重点地区
建築物	新築、改築若しくは増築、移転、外観の模様替又は色彩の変更	建築面積 10㎡超	高さ 12m超又は建築面積 500㎡超	高さ 12m超又は建築面積 1,000㎡超	建築面積 10㎡超
	※適用除外（届出対象としない行為）	・改築又は増築に係る部分の床面積が 10㎡以下 ・工事に必要な仮設の建築物 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が 10㎡以下 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が望見可能な面積の 2 分の 1 以下（田園居住ゾーン、市街地ゾーンでは適用除外としない。） ・外観の変更を伴わない改築			
工作物	さく・堀・擁壁の類	高さ 2m超	高さ 2m超かつ長さ 50m超		高さ 2m超
	電波塔・物見塔・装飾塔の類、高架水槽・冷却塔の類	高さ 8m超	高さ 15m超		高さ 8m超
	煙突・排気塔の類	高さ 6m超	高さ 15m超		高さ 6m超
	鉄筋コンクリート造柱・金属製柱の類、電線路又は空中線系（その支持物を含む。）	高さ 15m超			
	観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫の用に供する立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類	※規模要件なし	高さ 15m超または築造面積 1,000㎡超		※規模要件なし
	太陽光発電施設の類	※規模要件なし	パネル面積 300㎡以上		※規模要件なし
	彫像、記念碑の類	高さ 4m超	高さ 15m超		高さ 4m超
	土地の区画形質の変更	面積 1,000㎡超又は高さ 1.5mを超える法面等を生ずるもの		面積 1,000㎡超又は法面の高さ 5m かつ長さ 10m超	面積 1,000㎡超又は法面の高さ 1.5m かつ長さ 10m超
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取				面積 1,000㎡超又は法面の高さ 5m かつ長さ 10m超	面積 1,000㎡超又は法面の高さ 1.5m かつ長さ 10m超
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ 1.5m超	高さ 3m超	高さ 5m又は面積 1,000㎡超	高さ 4m超
木竹の伐採		土地利用の転用に伴う伐採面積 300㎡超	土地利用の転用に伴う伐採面積 500㎡超		土地利用の転用に伴う伐採面積 300㎡超

※届出対象行為の概要を示したものであり、届出が必要となる行為、適用除外となり届出対象とならない行為の詳細は、景観計画または景観条例を参照してください。

景観形成基準（概要）

行為	山岳森林ゾーン	田園居住ゾーン	市街地ゾーン	谷川温泉景観形成重点地区
建築物・工作物	・山の稜線を乱さないような位置・高さとする	・周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとする	・周囲の街並みとの調和に配慮した位置とし、隣接地と協力して、まとまった空間を生み出す	・建築物の高さは、谷川岳眺望視野内においては、13m以下とし、それ以外の場所は20m以下とすること ・建築物の屋根は勾配のあるものとする
	・歴史的建造物等に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること ・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること ・全体としてまとまりのある意匠とすること ・地域の景観特性を特徴づける素材、周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること ・敷地内は、十分な緑化を行う			
	・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること （山岳森林ゾーン、谷川温泉景観形成重点地区は、使用できる色彩が設定されています。） ・太陽光発電施設の位置や色彩、素材は、周囲の景観に配慮したものとすること、屋根線上などに設置する場合は、設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること			
屋外における物品の集積又は貯蔵	・屋外における物品の集積又は貯蔵は、道路等から見えにくいようにすること ・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること			
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取 土地の区画形質の変更	・地形や土地の区画形質を変更する場合は、大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること、良好な自然を保全すること			
木竹の伐採	・むやみな伐採を避けること ・やむを得ない伐採は、必要最小限のものとすること			